



第 68 回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月25日（木曜日）午前10時

開催場所

広島県廿日市市木材港南1番1号
株式会社ウッドワン 本社5階会議室

CONTENTS

第68回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類等	46
監査報告書	68
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	74
第2号議案 取締役7名選任の件	75
第3号議案 監査役4名選任の件	80
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	83
第5号議案 当社取締役及び執行役員に対し ストックオプションとして新株予約権を発行する件	84
第6号議案 第七回事前警告型買収防衛策の導入及び 第七回事前警告型買収防衛策の対抗措置としての 新株予約権の無償割当ての決定権限を取締役に 委任する件	90
第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	91

株式
会社 **ウッドワン**

証券コード：7898

2020年6月10日

株 主 各 位

広島県廿日市市木材港南1番1号
株式
会社 **ウッドワン**
代表取締役社長 中 本 祐 昌

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日は会場へのご出席を可能な限りお控えいただき、書面による議決権行使を行っていただくことをご推奨申しあげます。会場へご出席くださる場合は、後記「新型コロナウイルス感染症への対応についてのお知らせ」をご確認くださいようお願い申しあげます。書面による議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2020年6月24日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
[受付開始時間／午前9時15分]
2. 場 所 広島県廿日市市木材港南1番1号
株式会社ウッドワン 本社5階会議室

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第68期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第68期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 取締役7名選任の件
- 第3号議案** 監査役4名選任の件
- 第4号議案** 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案** 当社取締役及び執行役員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件
- 第6号議案** 第七回事前警告型買収防衛策の導入及び第七回事前警告型買収防衛策の対抗措置としての新株予約権の無償割当ての決定権限を取締役に委任する件
- 第7号議案** 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎お願い

当日、会場へご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法について

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正する必要が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.woodone.co.jp/>) に掲載させていただきます。

◎新型コロナウイルス感染症への対応についてのお知らせ

当日、会場へのご出席をご検討の株主様におかれましては、別紙「第68回定時株主総会における新型コロナウイルス感染症への対応について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、今後の状況変化等によっては、対応を変更させていただく場合がございます。最新の情報は当社ウェブサイト (<https://www.woodone.co.jp/>) にてご確認をお願い申し上げます。

また、本年は、新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のため、お土産の配布は取り止めさせていただきます。

株主総会招集通知添付書類

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、上半期は雇用や所得環境の改善により緩やかな回復基調が続いておりましたが、10月以降、消費税増税の駆け込み需要の反動減や米中貿易摩擦、英国のEU離脱問題などといった海外要因、これらに伴う消費意欲の後退等により企業収益に影響が現れ、さらに1月以降、新型コロナウイルスの感染拡大を背景に世界的に経済活動が停滞する動きもあり、先行き不透明な状況で推移しました。

住宅業界においては、当社グループの主力販売分野である持家や分譲戸建住宅の新設住宅着工戸数は、消費税増税による駆け込み需要の影響もあり上半期では前年同期に比べ増加しましたが、下半期は増税後の反動減などから前年同期に比べ減少傾向となりました。

当社グループでは2019年度の全社テーマを「人が集う空間へ、木の価値の創造」とし、無垢材を使った付加価値の高い住宅向け商品の品揃えをさらに充実させるとともに、LVL基材を用いた非住宅施設の普及、商環境市場向けの商品の生産・販売に力を入れました。このような当社のモノづくりを広く紹介するため2019年7月より自社ウェブサイト及び公式YouTubeチャンネルにブランドムービーを公開するなど動画を使ったユーザーとのコミュニケーションを強化しております。

「第三の創業」の経営目標実現に向けて、営業本部の2019年度テーマを「新たな手法・体制・仕組みで、新市場・成長市場の開拓」とし、①オールウッドワンの営業体制での新築、リフォーム、非住宅市場の売上拡大、②無垢商品、省施工商品、住宅パック「ワンズキューボ」などの付加価値商品の販売拡大、③お施主様との接点になるビルダー様の営業・設計・コーディネーターとの連携強化、④機能強化した様々な営業支援ツールの採用による営業効率のさらなる向上を推進いたしました。

競争力のある良質なラジアータパインの原木の有効活用並びに職人不足に対応した省施工商品の拡販に向けて全社一丸となり、加工・流通・販売・管理体制の再構築を行い、高付加価値商品の拡販に努め、また、海外子会社を通じて成長著しいアジア市場など海外向けの売上増大等にも取り組みました。

非住宅施設、商環境市場に関しては、「素(そ)のままよりも楽しい」をブランドコンセプトに質の良い本物の木に彩(いろどり)をプラスするブランド「木+彩KITOIRO」が2019年10月に「みらいのたね賞(主催:一般社団法人日本能率協会)」を受賞しました。また、無垢商品の普及促進に関しては、昨年に引続き、建築家の伊東豊雄氏を審査委員長として「木のぬくもりを活かした空間」をテーマに当社商品を使った施工例を募集した第3回『ウッドワン2019空間デザイン施工例コンテスト』を実施いたしました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は63,566百万円(前年同期比0.9%増)、営業利益は1,941百万円(前年同期比312.1%増)、経常利益は1,015百万円(前年同期経常損失153百万円)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は829百万円(前年同期比277.1%増)となりました。なお、特別損失に海外連結子会社での営業上の見解の齟齬に伴う和解に係る費用140百万円を計上しました。また、2020年3月17日にニュージーランド政府から発表された新型コロナウイルス感染拡大防止対策に対する経済支援策(2020年度からの減税)により、ニュージーランド子会社の法人税等調整額が412百万円減少し、親会社株主に帰属する当期純利益が増加しました。

①住宅建材設備事業

住宅建材設備事業では、木質建材、造作材において、木材の特性を活かした無垢商品や収納商品、職人不足に対応した省施工商品など高付加価値商品の拡販に努めました。無垢「ピノアース」の床材から階段までの7品目(床材・ドア・キッチン・洗面・収納・デザインウォール・階段)を重点品目として販売を強化し、特に床材と収納の売上が拡大しました。また、大工の高齢化や人手不足にも対応する「ジャストカット階段」、「丸棒手すりジャストカット」、「押入れECOサイズ」、「天井野縁システム」、「小壁パネル」等の建築現場の施工スピード向上と仕上りの均一化につながる当社独自の省施工商品の売上が順調に拡大しました。さらに2019年4月よりリフォーム領域の販売強化を目的として、東京や大阪など主要都市の支店、営業所にリフォーム分野を担当する「第2営業グループ」を設置し、旗艦ショールームを活用した住宅設備機器・収納商品などのさらなる拡販に努めました。

非住宅の分野では、商業施設やオフィス空間の木質化、FSCの森林認証材であるLVLの構造材と2スリット型の接合金物を組み合わせたJWOOD工法を使用し、中大規模木造建築の普及に力を入れ、福祉施設や保育園など設計段階から参画して拡販に努め、売上が拡大しました。

これらの販促活動により当連結会計年度における住宅建材設備事業の売上高は62,401百万円(前年同期比0.9%増)、前連結会計年度において実施した海外の事業再編等の効果もあり営業利益は1,717百万円(前年同期比578.2%増)となりました。なお、新型コロナウイルスの流行が当連結会計年度に与えた影響について

は、各国政府の要請により海外子会社（ニュージーランド、フィリピン）工場での生産活動を一時停止していましたが、日本国内の工場は感染防止対策を行ったうえで通常に稼働し、また商品在庫も一定量確保していたことから軽微にとどまりました。

②発電事業

発電事業では、本社敷地内に設置している木質バイオマス発電設備が安定的に稼働し、電気事業者に計画通り売電を行いました。木質バイオマス発電は、森林から直接産出する「間伐材等由来の木質バイオマス」、当社グループ内も含め製材所や木材加工所から生じる端材などの「一般木質バイオマス」、建築解体現場から排出される「建設資材廃棄物」を燃料としており、加えてフィリピン子会社の端材等を燃料用に加工して輸入するなど安定的に燃料の調達ができています。

この結果、当連結会計年度における発電事業は、売上高が1,206百万円（前年同期比4.6%増）、営業利益が223百万円（前年同期比2.7%増）となりました。

事業セグメント別売上高

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額	構成比	金額	構成比
	百万円	%	百万円	%
住宅建材設備事業	61,871	98.2	62,401	98.1
発電事業	1,153	1.8	1,206	1.9
合計	63,024	100.0	63,608	100.0

- (注) 1. 当連結会計年度の住宅建材設備事業の売上高には、発電事業への売上高40百万円が含まれております。
2. 当連結会計年度の発電事業の売上高には、住宅建材設備事業への売上高0百万円が含まれております。

(2) 対処すべき課題

新設住宅着工戸数が今後も減少を続ける見通しの中、当社グループがこれからの時代を生き抜き成長するためには、既存市場でこれまで以上の存在感を示し続けるとともに、新しい市場に経営資源を段階的にシフトさせていくことが課題と考えております。

当社グループは、新しい市場であるリフォーム、非住宅、商環境施設や海外市場に向けて新たな商品を開発し、新たな生産・販売体制、仕掛けで既存の新築市場の動向に左右されない企業を目指していきます。

国内事業ではターゲット市場に対し、製品ユニット単位の商品戦略を軸に商品開発を行うとともに販売・プロモーション、生産などの各機能の強化を図っていきます。

商品開発では、お客様から選ばれる木質商品として、建材、住設機器において木材の特性を活かした本物志向の無垢商品や収納商品、職人不足に対応した省施工商品などを開発していきます。また、ニュージーパインのプルーン材(枝打材)を活用し、メイン商材(ドア・フロア)に続く商品の開発や端材を有効活用した商品の開発を行います。

販売・プロモーション機能としては、新たな手法、体制、仕組みで、新市場、成長市場の開拓を目指すために、人材活用の多様化やスマートツールの活用等による営業組織力の拡充により、新たな市場への販売体制強化、エンドユーザーとの接点強化、材工受注体制の強化を行います。

生産機能としては、品質や生産性の向上を目指し、コスト競争力を強化します。また、マスカスタマイゼーションへの対応(一品一様カスタム品を高度な生産技術で実現)やモノづくりの継承を推進します。

間接機能として、システム部門では販売・生産などに関わるユーザーが活用しやすいデジタルツールの開発、物流部門では運転手不足や待機ロス等の課題により生じる配送リスクへの対応を進めます。管理部門では人事マネジメントシステムの一段の高度化に取り組みます。

販売面でのグローバル展開としては、ニューージーランドの子会社は当社グループ工場向けの生産数量を確保した上で外販の促進を行い、インドネシアの子会社はさらなるインドネシア国内市場の開拓と欧州等の海外販路開拓を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、2,747百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

Juken New Zealand Ltd. 機械設備及び山林

(4) 資金調達の状況

上記設備投資の所要資金は、自己資金により充当いたしました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

項 目	第 65 期 (2017年3月期)	第 66 期 (2018年3月期)	第 67 期 (2019年3月期)	第 68 期 (当連結会計年度 (2020年3月期))
売 上 高	66,394	64,959	63,013	63,566
経常利益又は経常損失(△)	2,002	1,517	△153	1,015
親会社株主に帰属する当期純利益	1,161	208	219	829
1株当たり当期純利益	124.50円	22.37円	23.56円	88.85円
総 資 産	89,528	86,372	83,884	80,688
純 資 産	40,991	40,850	38,976	36,497

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)等を第67期の期首から適用しており、第66期については当該会計基準等を遡って適用しております。この結果、第66期の「総資産」は税効果会計基準一部改正等を適用する前と比べて203百万円減少しております。
3. 当社は、2017年10月1日付で、普通株式5株に1株の割合で株式併合を行っております。第65期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

項 目	第 65 期 (2017年3月期)	第 66 期 (2018年3月期)	第67期 (2019年3月期)	第68期(当期) (2020年3月期)
売 上 高	56,542	54,204	52,797	53,748
経 常 利 益	1,722	1,421	687	1,025
当 期 純 利 益	855	815	570	339
1株当たり当期純利益	91.72円	87.41円	61.11円	36.41円
総 資 産	69,424	67,849	67,052	66,733
純 資 産	34,082	34,743	34,450	34,334

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)等を第67期の期首から適用しており、第66期については当該会計基準等を遡って適用しております。この結果、第66期の「総資産」は税効果会計基準一部改正等を適用する前と比べて155百万円減少しております。
3. 当社は、2017年10月1日付で、普通株式5株に1株の割合で株式併合を行っております。第65期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ウッドジョイ	百万円 10	% 100	エクステリアの販売及び施工、内装建材の補修並びに不動産業
Juken New Zealand Ltd.	百万ニュージーランドドル 251	% (93.7)	山林経営及び木製品の製造
Juken Sangyo (Phils.) Corp.	百万円 1,488	% (100)	木製品の製造
沃達王國際有限公司	百万香港ドル 637	% 100	海外子会社の統括、海外での資材調達及び販売
株式会社フォレストワン	百万円 20	% 100	国内産の原木の製材及び販売
沃達王(上海)建材有限公司	百万円 240	% (100)	木質内装建材の販売
PT. Woodone Integra Indonesia	百万米ドル 10	% (75)	木質内装建材の製造及び販売
株式会社ベルキッチン	百万円 10	% 100	住宅設備機器の製造及び販売
上海倍楽厨業有限公司	百万米ドル 3	% (100)	厨房機器部品の製造

(注) 議決権比率欄の()内は当社による間接所有の割合であります。

③ 企業結合の経過及び成果

当社の連結子会社は、前掲の9社を含めて10社であり、当社グループにおける当期の売上高は、63,566百万円(前年同期比0.9%増)、経常利益は、1,015百万円(前年同期は経常損失153百万円)、また親会社株主に帰属する当期純利益は、829百万円(前年同期比277.1%増)であります。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業	事業内容
住宅建材設備事業	床材・造作材などの木質総合建材、厨房機器などの住宅設備機器の製造及び販売、植林を含む山林経営
発電事業	間伐材等由来の木質バイオマス・一般木質バイオマス・建設資材廃棄物などの燃料を用いたバイオマス発電及び売電

(8) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

本社	広島県廿日市市木材港南1番1号
支店	東京支店(東京都文京区)、大阪支店(大阪府豊中市) 名古屋支店(愛知県小牧市)、福岡支店(福岡県大野城市)
営業所	全国37営業所
生産拠点	本社工場(広島県廿日市市) 豊橋工場(愛知県豊橋市) 蒲郡工場(愛知県蒲郡市)
物流拠点	本社(広島県廿日市市) 東海(愛知県豊橋市) 関東(茨城県坂東市)

② 重要な子会社

国内	株式会社ウッドジョイ	広島県廿日市市
	株式会社フォレストワン	広島県廿日市市
	株式会社ベルキッチン	岐阜県瑞浪市
海外	Juken New Zealand Ltd.	ニュージーランド
	Juken Sangyo(Phils.)Corp.	フィリピン共和国
	沃達王國際有限公司	中華人民共和国
	沃達王(上海)建材有限公司	中華人民共和国
	PT.Woodone Integra Indonesia	インドネシア共和国
	上海倍樂厨業有限公司	中華人民共和国

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
住宅建材設備事業	2,451名	49名減
発電事業	12名	—
合計	2,463名	49名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,296名	28名減	41.3歳	17.7年

(注) 1. 上記従業員数には、パートタイマー91名は含んでおりません。

2. 上記の従業員数のほか子会社への出向者が72名おります。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社広島銀行	3,812
株式会社みずほ銀行	3,289
株式会社三菱UFJ銀行	1,839
株式会社商工組合中央金庫	1,449
農林中央金庫	1,413

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 39,367,876株
- (2) 発行済株式総数 9,330,915株（自己株式511,054株を除く。）
- (3) 株主数 2,999名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
中 本 不 動 産 株 式 会 社	876	9.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	695	7.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	675	7.24
住 建 持 株 会	329	3.53
中 本 雅 生	295	3.16
中 勇 不 動 産 株 式 会 社	280	3.01
中 本 祐 昌	260	2.79
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	251	2.69
住 建 東 海 持 株 会	217	2.33
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	213	2.29

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数のうち、360千株は株式会社広島銀行退職給付信託分、30千株はD I C株式会社退職給付信託分であります。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の持株数のうち、147千株は株式会社もみじ銀行退職給付信託分であります。
3. 資産管理サービス信託銀行株式会社の持株数のうち、168千株は株式会社みずほ銀行退職給付信託分であります。
4. 持株比率は、自己株式（511,054株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
(2020年3月31日現在)

① 新株予約権の数

2,371個

② 目的となる株式の種類及び数

第10回新株予約権から第16回新株予約権

普通株式 334,000株 (新株予約権1個につき200株)

第17回新株予約権から第18回新株予約権

普通株式 70,100株 (新株予約権1個につき100株)

③ 当社役員の保有状況

対象者	名 称 (払込金額/行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取締役	第10回新株予約権 (無償/1,575円)	2013年7月28日～ 2020年6月30日	65個	6名
取締役	第11回新株予約権 (無償/1,375円)	2014年7月28日～ 2021年6月30日	72個	6名
取締役	第12回新株予約権 (無償/1,570円)	2015年7月26日～ 2022年6月30日	147個	6名
取締役	第13回新株予約権 (無償/1,585円)	2016年7月30日～ 2023年6月30日	282個	7名
取締役	第14回新株予約権 (無償/1,525円)	2017年7月29日～ 2024年6月30日	347個	7名
取締役	第15回新株予約権 (無償/1,225円)	2018年7月20日～ 2025年6月30日	400個	8名
取締役	第16回新株予約権 (無償/1,515円)	2019年7月21日～ 2026年6月30日	357個	8名
取締役	第17回新株予約権 (無償/1,516円)	2020年7月21日～ 2027年6月30日	440個	8名
取締役	第18回新株予約権 (無償/1,041円)	2021年7月23日～ 2028年6月30日	261個	8名

(注) 社外取締役が保有する新株予約権等はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

発行した新株予約権の数	39個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 3,900株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使価額	1,041円
新株予約権の行使期間	2021年7月23日～2028年6月30日
その他取得条件	(注) 1
当社使用人等への交付状況	(注) 2

- (注) 1. 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合には、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権全てを無償で取得することができるものとします。
2. 当社使用人9名に対して、新株予約権39個（普通株式3,900株）を交付しております。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
中本 祐昌	代表取締役社長	戦略統括本部本部長	Juken New Zealand Ltd. 代表取締役社長 Juken Sangyo(Phils.)Corp. 代表取締役社長 沃達王國際有限公司 董 事 長 株式会社フォレストワン 代表取締役社長
竹田 平	専務取締役	製造本部本部長	株式会社ベルキッチン 代表取締役社長 上海倍楽厨業有限公司 董 事 長
迫 勝 則	常務取締役	営業本部本部長	
藤 田 守	取 締 役	管理本部本部長 (総務人事部・経理部担当)	
川 戸 宏 之	取 締 役	Juken New Zealand Ltd.担当	PT. Woodone Integra Indonesia 代表取締役社長
土 屋 篤	取 締 役	戦略統括本部副本部長 戦略統括本部グループ経営管理室長	沃達王(上海)建材有限公司 董 事 長
奥 田 清 人	取 締 役	営業本部副本部長 営業本部西日本営業部長	
久 保 好 永	取 締 役	営業本部東日本営業部長 営業本部関東ブロック長 構造システム営業部長	
秦 清	取 締 役		弁護士
石 橋 三 千 男	取 締 役		公認会計士 有限会社F I S経営研究所 代表取締役
田 中 文 雄	常勤監査役		
佐 藤 寛	監 査 役		
三 輪 洋 二	監 査 役		税理士 株式会社TM総合企画 代表取締役
森 川 和 彦	監 査 役		弁護士

- (注) 1. 取締役 秦 清、石橋三千男の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 三輪洋二、森川和彦の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 三輪洋二氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役 秦 清、石橋三千男の両氏、監査役 森川和彦氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
5. 当社は、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しており、9名が選任されております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	10	167百万円	うち社外取締役2名6百万円
監査役	4	16百万円	うち社外監査役2名6百万円
計	14	183百万円	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、当事業年度に計上した取締役（社外取締役を除く）に対する役員退職慰労引当金繰入額22百万円が含まれております。
3. 上記には、取締役（社外取締役を除く）に対してストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額5百万円が含まれております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役 石橋三千男氏は、有限会社F I S経営研究所の代表取締役を、監査役 三輪洋二氏は、株式会社TM総合企画の代表取締役を兼務しております。なお、当社と有限会社F I S経営研究所及び株式会社TM総合企画との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	秦 清	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	石 橋 三千男	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、主に税理士・公認会計士としての専門的な見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	三 輪 洋 二	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また監査役会13回の全てに出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・知見から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	森 川 和 彦	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また監査役会13回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

西日本監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である西日本監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

西日本監査法人は、本契約の履行に伴い生じた損害について、西日本監査法人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、40百万円又は西日本監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって当社に対する損害賠償責任の限度額としております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、当社の関係部署及び会計監査人からの関係書類の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況、監査見積りの算出根拠及び当社と同業種との比較結果などを検討し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含んでおります。

(4) 非監査業務の内容

該当する事実はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会へ提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号所定の解任事由に該当すると判断された場合、又は、監査業務停止処分を受ける場合等の当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針を決議しております。

なお、本件決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行っており、現在の決議内容は次のとおりです。

1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書保存規程」等の当社社内規程に従い、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報を文書に記録し、適切に保存・管理を行うものとします。

2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 全体のリスク管理を推進するため、「リスク管理規程」を定めるものとします。

② 前項の「リスク管理規程」に従い、リスク管理担当の役員を置くものとします。担当の役員は当社の総務担当取締役がこれに当たり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行うものとします。

③ 各社においては、定期的に顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定するものとします。

④ リスク管理については、「リスク管理規程」及び「地震等大規模災害対策マニュアル」等のほか、「与信稟議規程」、「稟議規程」、「コンピューター等通信機器の利用とセキュリティーのガイドライン」等の規程、マニュアル類等を定めるものとし、今後必要に応じて見直しを行うものとします。

3) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月1回の定例の取締役会を開催するものとします。また、経営効率を向上させ、取締役及び使用人の職務の執行が効率的かつ機動的に行われるために、社長を長とし関係取締役及び関係部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催するとともに、グループ会社間でのテレビ会議を原則月1回開催するものとします。

- ② 毎事業年度の経営計画については、全社計画を各社で策定し、具体策を立案及び実行するものとします。
 - ③ 「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき、取締役、執行役員等の役員と使用人との役割分担及び指揮命令関係並びに部署毎の職務の分掌等を明確化することにより、職務の執行の効率化を図るものとします。
- 4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人全員は、その職務を執行する際の基本姿勢、理念、行動規範等についての基本的な考え方として、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人全員に対し遵守すべき行動規範等を周知・徹底させ、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めるものとします。
 - ② 取締役の職務の執行については、「取締役会規程」に従い、取締役会を適切に運営し、原則月1回開催する取締役会等の会議において、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督することにより、法令又は定款違反を未然に防止するものとします。
 - ③ コンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンス基本規程」を定め、コンプライアンス担当の役員を置くものとします。担当の役員は総務担当取締役がこれに当たり、総務人事部が中心となり当社の全社的なコンプライアンス体制の構築、運営等を統括するものとします。
 - ④ 「職務権限規程」、「稟議規程」等の責任、権限及び意思決定に関するルールに基づき、取締役及び使用人の職務執行が適法かつ適正に行われる体制を運営するものとします。
 - ⑤ 「お客様個人情報保護規程」、「コンピューター等通信機器の利用とセキュリティのガイドライン」、「インサイダー取引管理規程」等に基づき、情報管理及び情報開示が適切に行われる体制を運営するものとします。
 - ⑥ 「内部通報規程」を定め内部通報制度に基づく体制を整備・運営し、社内に周知するとともに、コンプライアンスを統括する部署が取締役及び使用人等からの通報及び相談を受け付けるものとします。
 - ⑦ 財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みを強化するものとします。
 - ⑧ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは関わりを持たず、不当な要求は一切拒絶し、毅然とした態度を貫くものとします。

- 5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、グループ各社にコンプライアンス推進責任者を置き、当社グループに「コンプライアンス基本規程」の遵守等適切な法令及び定款の遵守体制を構築及び運営させるものとします。
 - ② 当社は、当社グループ会社各社の経営について、各社の自主性を尊重しつつも、各社から事業内容の定期的な報告を受け、各社の重要案件については事前に協議を行い、当社又は当社グループに重大な影響を及ぼす事項については、当社取締役会又は経営統括会議の事前承認を必要とするものとします。
 - ③ 監査役は、当社グループの連結経営に対応した当社グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう、当社グループ各社のコンプライアンス推進責任者との緊密な連携等の確な体制を構築するものとします。
- 6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が補助使用人の設置を求めた場合には、人事担当取締役は、補助使用人の人数及び地位等について、監査役の意見を最大限尊重して、当社使用人の中から監査役の補助使用人を任命するものとし、その任命された使用人がこれに当たります。
- 7) 当社の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役会を補助すべき使用人の任命、人事異動及び懲戒処分については、監査役会の同意を必要とします。
- 8) 当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役の補助使用人に対する指揮命令権限は、監査役に帰属するものとします。
- 9) 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 以下に掲げる事項を速やかに当社の監査役に報告するものとします。なお、報告を受けた監査役は、直ちに監査役会に当該事項を報告するものとします。
- ① 当社又は当社グループにおける法令若しくは定款に違反する行為又は不正の行為
 - ② 当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ③ 当社又は当社グループの信用を著しく失墜させる事態
 - ④ 担当部署が行った内部監査の結果

- ⑤ 内部通報制度に基づく通報状況及び内容
 - ⑥ 上記①から⑤までのほか、監査役が報告を求める事項
- 10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないよう、当該報告者を保護します。また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利な取扱いを受けていることが判明した場合は、直ちに適切な措置を講じるものとします。
- 11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。
- 12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会、経営審議会等の会議に出席し、また関係部署の調査を行い、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じその内容につき取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。
 - ② 監査役は、コンプライアンス担当役員及びリスク管理担当役員と緊密な連絡を取りコンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況報告を受けるものとします。監査役は、かかる報告を受け、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の改善等を求めることができるものとします。
 - ③ 前項のほか、監査役は、業務執行取締役及び重要な使用人に対して、個別に事業報告を求めることとします。
 - ④ 監査役は、会計監査人との間でその監査計画について事前に協議を行うものとし、また、会計監査の結果について報告を受けるとともに情報交換等を行うなど連携を深めるものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

- ① 重要な業務執行の決定・取締役職務執行状況の監督を行うため取締役会を17回開催いたしました。また、職務の執行を効率的かつ機動的に行うため、経営統括会議を42回開催するとともに、グループ会社間でのテレビ会議を10回開催しました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行い、取締役、内部監査室、会計監査人と意見交換を実施し、情報交換を行うなど連携を図っております。なお、監査役会にはオブザーバーとして社外取締役が参加するなど、社外役員間の連携も図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門及び子会社の業務監査等を実施いたしました。
- ④ 「与信稟議規程」の改正を行い、与信管理方法等を明確に規定するとともに、審査会の権限等を明文化しました。
- ⑤ 働き方改革に伴い、関係諸規程（就業規則、給与規程等）の整備を行いました。
- ⑥ 各部門、各子会社が行うこととしている所管取締役への最低月1回の業務報告等について、その定着に努めました。
- ⑦ コンプライアンス経営を徹底するため、内部通報制度の適正な運用に努めました。
- ⑧ 取締役、監査役、執行役員その他使用人のコンプライアンスに対する知識向上のため、毎月1回のメールマガジン配信等を継続実施いたしました。
- ⑨ 「コンピューター等通信機器の利用とセキュリティのガイドライン」の改訂を実施し、周知を行いました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社は、特定の者による大規模な買付けに応じるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきと考えます。

しかしながら、昨今の上場株式の大規模な買付けの中には、株式を買い集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とする者、又は株主の皆様には株式の売却を事実上強要し、若しくは、株主の皆様を真の企業価値を反映しない廉価で株式を売却せざるを得ない状況におくような態様による者等の企業価値ひいては株主の皆様との利益を著しく損なう株式の大規模な買付けも見受けられます。

当社の経営に関しましては、当社グループが永年に亘り築き上げた林業・総合木質建材製造及び住宅設備機器製造の経験、知識及び情報についての適切な理解及び顧客、取引先や地域社会からの信頼が不可欠であり、かかる理解や利害関係者からの信頼なくしては、当社の企業価値の正確な把握及び今後の企業価値向上のための施策の策定並びにその成果の予測等は困難であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、そのような当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益を中長期的に確保し、又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと当社は考えております。従いまして、当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記1)の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施しております。

①中期経営計画等

当社は、子会社とともに、「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を経営理念として、林業並びに建材の加工・製造、住宅設備機

器の加工・製造及び建築部材の設計・生産を行う総合建材製造業に従事し、顧客ニーズに沿った商品開発に注力するとともに、自然環境の保護と社会の発展に貢献すべく企業活動を展開しております。

近年、環境問題に対する意識が高まるにつれて、木の伐採に対する否定的な意見が多くなっており、確かに、二酸化炭素を吸収する森林の減少は大きな問題であります。しかしながら、正しい林業とは、森林を減少させるものではなく、定期的な植林・間伐・伐採を繰り返す「輪伐施業」によって森林を若々しく保つ行為であります。当社グループはこうした理念の下、常に正しい林業のあり方を実践してまいりました。まさに、林業とはエコロジー産業であるという自負とともに、当社は企業活動を続けてきたものといえます。

また、当社は、伐った木を無駄なく使いたいという思いから、建材の加工・製造や建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業としても事業を発展させてまいりました。ここでも、地域共生や高齢化社会、シックハウス症候群という様々な社会的課題に直面しましたが、常に積極的な姿勢で問題解決に取組み、時代に先駆けた解決策を提示してまいりました。

そして、当社は、これからの厳しい競争時代に着実に業績を伸展させるべく、中長期的経営戦略として、(Ⅰ)森林資源を保全する法正林施業(植林、育林、間伐、伐採)を採用したニュージーランドの育林事業により安定した品質と量の原材料確保を図り、(Ⅱ)貴重な資源をさらに活かすため、高度な木材加工技術の更なる向上を図り、(Ⅲ)木が持つ潜在能力を梃子(てこ)に、新成長市場であるアジア市場や国内のリフォーム・非住宅・商環境市場などで、“勝てる市場×勝てる仕掛け”を創造し、(Ⅳ)変化する市場の本質を見極め、魅力ある商品・サービスを提案し、新たなファンを創造し、(Ⅴ)新たな戦略を全社で迅速に推進するため、国内外の製造ネットワークをさらに整備し、効率的な運営とコスト低減を図るとともに、社内の仕組みを再構築し、(Ⅵ)認証材を活用した国内外のニーズに応えてまいります。

②コーポレート・ガバナンスの状況

(ア)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の経営理念を実践していくため、経営に対する考え方、仕事への取り組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針であります。

(イ) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

a. 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、監査役制度を採用しております。4名の監査役（そのうち社外監査役2名）により、取締役及び執行役員について、厳正な監視を行っております。

また、当社取締役会は、2020年3月末現在10名（そのうち社外取締役2名）の取締役で構成され、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月一回の定例の当社取締役会を開催しております。また、経営効率を向上させ、職務の執行を効率的かつ機動的に行うために、関係取締役及び関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催しております。

毎事業年度の経営計画については、全社計画を策定し、各部署において具体策を立案及び実行しております。また、業務執行の強化及び経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。

内部統制については、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、職務権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規程やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進しております。さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みの強化の一環として、内部監査室の設置を行う等、体制面の充実を図っております。

当社は、2007年3月期より西日本監査法人と監査契約を締結しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正性の確保に努めております。また、顧問契約に基づく顧問弁護士より法律問題全般について必要に応じて助言と指導を受けております。

なお当社と当社の社外監査役との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

b. リスク管理体制整備の状況

当社の全体のリスク管理を推進するため、リスク管理担当の役員を置いております。担当役員は総務担当取締役がこれに当たり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っております。各部門においては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定しております。

3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

2017年5月25日開催の当社取締役会において、上記1)に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、2017年6月28日開催の定時株主総会において承認を得ることを条件として、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、第六回事前警告型買収防衛策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。そして同定時株主総会において本プランの導入についてご承認を得て、本プランは導入されております。なお、本プランにおける対抗措置は、新株予約権の無償割当てであります。

本プランの概要は以下のとおりですが、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載しているとおりです。

(https://www.woodone.co.jp/company/wp-content/uploads/sites/8/2017/05/20170525_baishuboueisaku.pdf)

①本プランの仕組み

(ア)本プランの概要

本プランは、当社に対する買収等（下記(イ)a.で定義されます。以下同じです。）が行われる場合に、当社取締役会が、買収等を行おうとする者又は買収等の提案を行う者（併せて、以下「買収提案者等」といいます。）に対して、買収提案者等及び買収等に関する情報の提供を求め、特別委員会（下記(オ)をご参照ください。）による勧告を最大限尊重して、当該買収等について評価・検討し、買収提案者等との買収条件に関する交渉や株主の皆様への代替案等の提示を行い、一定の場合には対抗措置を発動するための手続であります。その具体的な内容は以下のとおりです。

(イ)本プランに係る手続

a. 本プランの対象となる当社に対する買収等

下記(a)又は(b)の何れかに該当する買付行為（併せて、以下「買収等」といいます。）が本プランの対象となります。但し、事前に当社取締役会が同意し、かつ公表したものを除きます。

(a) 当社が発行する株券等（注1）について、保有者（注2）及びその共同保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付け等（注5）

(b) 当社が発行する株券等（注6）について、公開買付け（注7）後の公開買付者の株券等の株券等所有割合（注8）及びその特別関係者（注9）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じです。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される株券等保有割合をいいます。以下同じです。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される買付け等をいいます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等をいいます。以下本(b)において同じです。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいいます。以下同じです。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される株券等所有割合をいいます。以下同じです。
- (注9) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定される特別関係者をいいます。以下同じです。

b. 買収提案者等に対する情報提供の要求

買収提案者等には、買収等に先立ち、まず①買収提案者等の氏名又は名称及び住所又は所在地、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤買収等の概要、並びに⑥本プランに定められた手続を遵守する旨の誓約を日本語で明示した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出して頂きます。

次に、当社取締役会は、上記①から⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10日以内（初日不算入）に、当該買収提案者等に対して、買収等に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）として当社への提出を求める事項について記載した書面（以下「本必要情報リスト」といいます。）を交付し、当該買収提案者等には、当該書面に従い、買収等に関する情報を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社に日本語で記載した書面で提供して頂きます。また、買収提案者等が本必要情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当該情報を提供することができない理由を具体的に示して頂きます。

本必要情報リストには原則として以下の事項が含まれますが、本必要情報の具体的内容は、当社取締役会が、必要に応じてフィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家（以下「外部専門家」といいます。）の助言を得た上で、買収提案者等の属性、買収等の内容等に照らして合理的に決定します。

- (a) 買収提案者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（買収提案者等の具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 買収提案者等が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去6ヶ月間において買収提案者等が行った当社の発行する全ての有価証券に係る全ての取引状況（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。）並びに当社の発行する全ての有価証券に関して買収提案者等が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものを含み、またその履行可能性を問いません。）
- (c) 買収等の目的、方法及び内容（買収等の対価の価額・種類、買収等の時期、関連する取引の仕組み、買収等の方法の適法性、買収等及び関連する取引の実現可能性、買収等の完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）
- (d) 第三者との間の買収等に関する意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じです。）の有無、並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- (e) 当社株券等の買収等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買収等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）及び買収資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (f) 買収等の完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (g) 当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係について、買収等の完了後に予定する変更の有無及びその内容
- (h) 買収提案者等以外の当社の他の株主の皆様との間の利害相反を回避するための具体的方策
- (i) 反社会的勢力との関係に関する情報
- (j) その他買収等の妥当性、適法性等を当社取締役会及び特別委員会が評価・検討するために必要であると考えられる情報

買収提案者等から提供された買収等に関する情報が、株主の皆様又は当社取締役会若しくは特別委員会が当該買収等の評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、買収提案者等に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

また、当社取締役会は、本必要情報として十分な情報が買収提案者等から提供されたと判断する場合には、速やかにその旨の通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）を買収提案者等に行います。当社取締役会は、当該判断について特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、情報提供完了通知を行うものとしします。

なお、意向表明書の提出があった事実、当社取締役に提供された買収等に関する情報その他の買収等に関連する情報のうち、株主の皆様のご判断のため開示することが妥当であると考えられるもの、及び当社が情報提供完了通知を行った事実につきましては速やかに情報開示いたします。

c. 当社取締役会による買収等に関する情報の評価・検討等

上記b.に基づき買収提案者等による情報提供が行われた後、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討し、買収提案者等との買収条件に関する交渉、当該買収等に対する意見形成、代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、特別委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家の助言を得るものとしします。

当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うためには一定の期間が必要でありますので、買収等の内容に応じて、下記(a)又は(b)による評価期間（以下「評価期間」といいます。）を設定します。

- (a) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株式の買収等の場合には、情報提供完了通知発送日から最長60日間（初日不算入）
- (b) (a)以外の買収等の場合には、情報提供完了通知発送日から最長90日間（初日不算入）

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、評価期間終了日までに、当社取締役会としての意見を決定します。

また、当社は、当該決定がなされた場合は、速やかにその旨及び対抗措置発動の際には法令等により定められている事項のほか、当社取締役会が適切と認める事項について株主及び投資家の皆様に開示いたします。

なお、当社取締役会が評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合（評価期間内に特別委員会が取締役にに対し下記d.に掲げる勧告を行うに至らない場合等）は、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、最長30日間評価期間を延長できるものとしします。当社取締役会が評価期間を延長する場合は、延長する日数及び延長の理由を速やかに情報開示いたします。買収提案者等は、評価期間中は、買収等を開始することができないものとしします。

d. 特別委員会による勧告の手続

特別委員会は、買収提案者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、特別委員会は、当該勧告を行うに際し、当社の費用で、外部専門家による助言を得ることができるものとします。特別委員会が当社取締役会に対して下記(a)又は(b)に従った勧告を行った場合その他特別委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告の事実とその概要その他特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(a) 本対抗措置（新株予約権の無償割当てをいいます。以下同じです。）の発動を勧告する場合

特別委員会は、買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は、買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守するときでも、買収提案者等による買収等が下記(ウ)に定める要件の何れかに該当する場合若しくは該当すると客観的かつ合理的に疑われる場合には、当社取締役会に対して、本対抗措置を発動することを勧告します。

但し、特別委員会は、一旦本対抗措置の発動を勧告した後も、以下の何れかの事由に該当すると判断した場合には、本対抗措置により割当てられた新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、本対抗措置の発動を中止し、又は新株予約権を無償で取得する旨の新たな勧告を含む判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買収提案者等が買収等を撤回した場合その他買収等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買収提案者等による買収等が下記(ウ)に定める要件の何れにも該当しなくなった場合

(b) 本対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守し、かつ買収提案者等による買収等の内容の検討、買収提案者等との協議・交渉等の結果、買収提案者等による買収等が下記(ウ)に定める要件の何れにも該当しないと判断する場合には、当社取締役会に対して、本対抗措置の不発動を勧告します。

但し、特別委員会は、一旦本対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は、買収提案者等による買収等が下記(ウ)に定める要件の何れかに該当する場合若しくは該当すると客観的かつ合理的に疑われる場合には、本対抗措置の発動の新たな勧告を含む判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

e. 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の上記d. の勧告を最大限尊重して、本対抗措置の発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

買収提案者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本対抗措置の発動又は不発動に関する決議を行うまでの間、買収等を開始することができないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本対抗措置の発動又は不発動に関する決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(ウ) 本対抗措置の発動の要件

買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守するときでも、当社は、買収提案者等による買収等が下記の何れかに該当する場合又は該当すると客観的かつ合理的に疑われる場合には、上記(イ)e. に記載される当社取締役会の決議により、本対抗措置を発動することを予定しております。なお、上記(イ)d. に記載したとおり、下記の要件に該当するか否かについては、必ず特別委員会の判断を経て決定されることになります。

記

- a. 以下に掲げる行為その他これに類似する行為を目的とした、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に著しく反する買収等である場合
 - (a) 株券等を買収し、当該株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買収提案者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (c) 当社の資産を買収提案者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - (e) 真に会社経営に参加する意思がないにも拘わらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる行為
- b. 強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主の皆様に株式の売却を事実上強要する買収等である場合

- c. 買収等の条件（対価の価額・種類、買収等の時期、買収等の方法の適法性、買収等の実現可能性、買収等の後の経営方針又は事業計画、買収等の後における当社の他の株主の皆様、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買収等である場合
- d. 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先その他当社の利害関係者との関係、又は当社の社会的信用若しくはブランド価値を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に著しく反する買収等である場合

(エ) 本対抗措置の内容

本プランに基づき、新株予約権の無償割当てを実施する場合の新株予約権の無償割当ての概要は別紙2のとおりです。

(オ) 特別委員会の設置

当社は、本プランの導入に当たり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本対抗措置の発動等の運用に際しての客観的な評価・検討を行う機関として、特別委員会を設置しております。なお、特別委員会の概要につきましては、別紙1記載の本プランに関するガイドラインの概要のとおりです。

また、特別委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い当社監査役4名（そのうち社外監査役2名）から構成されており、うち社外監査役1名を東京証券取引所に対し、当社の独立役員として届け出ております。

実際に買収等がなされる場合には、上記(イ)d.に記載したとおり、特別委員会が、当該買収等が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を損なうか否か等を評価・検討のうえで、当社取締役会に対する勧告を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

(カ) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2017年6月28日開催の定時株主総会で承認された時点から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、2017年6月28日開催の定時株主総会決議の趣旨に反しない場合（本プランに関連する法令、有価証券上場規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）には、特別委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、

又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び(修正又は変更の場合には)修正、変更の内容その他の事項について、速やかに情報開示いたします。

②本プランによる株主及び投資家の皆様への影響等

(ア)本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(イ)本対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

新株予約権の無償割当てに際しては、当社取締役会が定める一定の日(以下「本基準日」といいます。)における株主の皆様に対して、その保有する当社株式1株につき2個の割合で、新株予約権が無償にて割当てられます。

これらの場合において、当社は、原則として、当社取締役会の決定により、下記(ウ)において詳述する手続に従って、①特定大量保有者(注10)、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者(注11)、④特定大量買付者の特別関係者、⑤これら①から④までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、及び⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者(注12)(併せて、以下「非適格者」といいます。)以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせず当社株式を受領することとなり、この場合には、保有する当社株式1株当たりの経済的価値及び議決権比率の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の経済的価値及び議決権比率の希釈化は生じません。

一方、株主の皆様が、当社所定の新株予約権行使請求書等を提出した上、新株予約権の目的たる当社株式1株当たり1円を払込取扱場所に払い込んだ場合には、新株予約権1個当たり1株の当社株式が発行されることとなります。仮に、株主の皆様が、こうした金銭の払込みその他下記(ウ)において詳述する新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式の経済的価値及び議決権比率が希釈化されることがあります。

なお、当社は、本基準日以降であっても、新株予約権を無償で取得し、又は新株予約権の無償割当てを中止する場合があります。この場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

また、新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買収提案者等の有する当社株式に係る経済的価値及び議決権比率に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買収提案者等以外の株主の皆様の有する当社株式の経済的価値及び議決権比率に対して直接具体的な影響が生じることはありません。

(注10)「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。以下同じです。

(注11)「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。)の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。以下同じです。

(注12)ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

(ウ)本対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続

無償にて割当てられた新株予約権に関し、当社が取得条項に基づき新株予約権を取得するか、又は、新株予約権の行使をお願いするかという点については、当社取締役会が本対抗措置の発動時に決定した上で速やかに情報開示いたします。

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、1個の新株予約権につき1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出頂くことがあります。

その他、非適格者からの新株予約権の取得、その他の取得に関する事項については、発行された新株予約権の定めに従った措置を講じることがあります。

また、当社は、新株予約権の行使をお願いする場合、本基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主の皆様ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。株主の皆様におかれましては、新株予約権の権利行使期間内でかつ当社による新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、新株予約権の目的である当社株式1株当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個につき1株の当社株式が発行されることとなります。

上記のほか、新株予約権の割当ての方法、当社による取得の方法及び行使の方法の詳細につきましては、新株予約権の割当てに関する決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

4) 上記2)及び3)の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

①上記2)の取組みについて

上記2)の取組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記1)のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記2)の取組みは、上記1)の基本方針に資するものであると考えております。また、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させることを目的に、上記2)の取組みを実施しております。

従いまして、上記2)の取組みは、上記1)の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

②上記3)の取組みについて

当社は、次の理由から、上記3)の取組みは、上記1)の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ア)買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指

針」の定める三原則を完全に充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策等の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、東京証券取引所等の金融商品取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(イ)株主意思を重視するものであること

本プランは、上記のとおり、2017年6月28日開催の定時株主総会による承認を得て導入されました。具体的には、当社は、当社定款第18条の定めに基づき本プランを導入し、当社定款第12条の定めに基づき本プランの対抗措置に用いるための新株予約権の無償割当て（決定権限の当社取締役会への委任に関する議案）について承認を得ております。

また、上記3)①(カ)に記載したとおり、本プランには、有効期間を2017年6月28日開催の定時株主総会で承認された時点から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会最終の時までとするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、株主総会の決議によって本プランを廃止することが可能となっております。その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社の株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(ウ)独立性の高い特別委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての客観的な評価・検討を行う機関として特別委員会を設置しております。

実際に当社に対して買収等がなされた場合には、上記3)①(イ)d.に記載したとおり、特別委員会が当該買収等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なうか否か等を評価・検討の上で当社取締役会に対する勧告を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、特別委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、当社の特別委員会は、当社経営陣からの独立性の高い監査役4名(そのうち社外監査役2名)で構成されており、うち社外監査役1名を東京証券取引所に対し、当社の独立役員として届け出ております。

(エ)合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3)①(ウ)に記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(オ)外部専門家の意見の取得

上記3)①(イ)d.に記載したとおり、買収提案者等が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、外部専門家の助言を得ることができるものとしております。これにより、特別委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(カ)デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3)①(カ)に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなおその発動を阻止するために時間を要する買収防衛策)でもありません。

本プランに関するガイドラインの概要

本プランに関するガイドラインは、本対抗措置についての取締役会決議に関して、取締役会に対して勧告を行う特別委員会の組織、権限等を定めるものであり、その概要は、以下のとおりであります。

1. 特別委員会の組織

特別委員会は3名以上5名以内の委員によって構成されるものとし、取締役会はその決議に基づいて、監査役、社外監査役、外部の(顧問ではない)弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者から、特別委員会の委員を選任するものとする。

2. 特別委員会による勧告

特別委員会は、本プランに定められた手続の進行、本対抗措置の実施及び中止等について、取締役会の諮問に応じて勧告するものとする。取締役会は、かかる勧告を最大限尊重するものとする。

3. 特別委員会による検討

- (1) 特別委員会は、取締役会に対して、本対抗措置の実施に関する勧告を行うに当たり、買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守したと判断する場合には、下記の要件の何れかに該当するか否か又は該当すると客観的かつ合理的に疑われるか否かを判断基準とするものとする。

記

- (a) 以下に掲げる行為その他これに類似する行為を目的とした、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に著しく反する買収等である場合
 - ① 株券等を買収し、当該株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買収提案者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買収提案者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない

高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにも拘わらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる行為
- (b) 強圧的二段階買付(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいう。)等株主の皆様は株式の売却を事実上強要する買収等である場合
- (c) 買収等の条件(対価の価額・種類、買収等の時期、買収等の方法の適法性、買収等の実現可能性、買収等の後の経営方針又は事業計画、買収等の後における当社の他の株主の皆様、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適當な買収等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先その他当社の利害関係者との関係、又は当社の社会的信用若しくはブランド価値を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主の皆様は共同の利益に著しく反する買収等である場合

(2) 特別委員会は上記2.に記載した勧告を行うに際し、当社の費用で、外部専門家による助言を得ることができるものとする。

4. 特別委員会の決議

特別委員会による勧告その他の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。但し、傷病その他やむを得ない事由により出席できない委員が存する場合には、当該委員を除く委員全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。

5. 変更

本ガイドラインの変更は特別委員会の決議により行うものとする。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の名称

第六回事前警告型新株予約権

2. 新株予約権の割当総数

新株予約権の割当総数は、新株予約権の無償割当てに関する株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」という。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」という。)における当社の最終の発行済普通株式総数(但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。)の2倍に相当する数と同数とする。

3. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、同時点において当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき2個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

4. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

5. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

(2) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、1株とする。但し、対象株式数は以下の(a)及び(b)に従い調整される。

(a) 割当後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、対象株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

(b) 上記(a)に定めるほか、合併、会社分割等により対象株式数の調整を必要とする場合には、合併、会社分割等の条件等を勘案のうえ、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株につき1円とする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。

8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の株券等保有割合を含めて算出される。以下同様とする。)、又は、株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に基づき、株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同様とする。))の買付け等(同項に定義される。以下同様とする。)を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味する。以下同様とする。)が20%以上となる者(以下「特定大量保有者」という。)が現れたことを当社取締役会が認識し、公表した日から10日間が経過したとき、又は公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。))に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者(以下「特定大量買付者」という。特定大量保有者と併せて、以下「特定株式保有者」という。)が公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、新株予約権を行使することができる。

但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができる。

また、以下の各号に定める者は、特定株式保有者、並びに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとする。

- ① 当社
- ② 当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)
- ③ 当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。)
- ④ 当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社取締役会が認めた者で、かつ特定株式保有者となった後10日以内にその保有する株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される意味を有する。以下同様とする。)を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者
- ⑤ 自己株式の取得等当社側の事情により、その意思によることなく特定株式保有者となった者(但し、当社の株券等をその後新たに取得してなお特定株式保有者に該当する場合を除く。)

- ⑥ その者が当社の株券等を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者

なお、本(1)及び下記(3)において、共同保有者とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し(同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)、特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとする。

- (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)に拘わらず、以下の各号に定める者(以下、本別紙において「非適格者」という。)は新株予約権を行使できないものとする。
- ① 特定大量保有者
 - ② 特定大量保有者の共同保有者
 - ③ 特定大量買付者
 - ④ 特定大量買付者の特別関係者
 - ⑤ 上記①から④までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者
 - ⑥ 上記①から⑤までに該当する者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される意味を有する。)をいう。)

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社は、上記8.(1)に定める行使条件が成就した場合には、取締役会決議により定めた日において、新株予約権のうち非適格者が保有する新株予約権を除いた新株予約権を取得することができる。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付する。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、上記5.(2)(a)に定める対象株式数の調整の規定を準用する。
- (2) 上記(1)に基づき当社により取得されなかった新株予約権のうち、非適格者以外の者へ譲渡された新株予約権については、当社は、取締役会決議により定めた日において、当該新株予約権を取得することができる。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付する。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、上記5.(2)(a)に定める対象株式数の調整の規定を準用する。

(3) 上記(1)及び(2)までに拘わらず、当社は、上記8. (1)に定める行使条件が成就するまでの間において、次の事由に該当する場合には、取締役会決議により定めた日において、新株予約権の全部を無償で取得する。

- ア. 取締役会が当社の企業価値を最大化するために必要であると認めた場合
- イ. 株主提案により選任される取締役の数が在任取締役の過半数となった場合
- ウ. 上記ア. 及びイ. のほか、取締役会が新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断した場合

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 新株予約権証券の発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

12. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記
5. (2)に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株につき1円とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上記7. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織
再編行為の効力発生日の何れか遅い日から、上記7. に定める新株予約権
を行使することができる期間の満了日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上記8. に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び
取得の条件
上記9. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の
取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加
する資本金及び資本準備金に関する事項
下記13. に準じて決定する。

13. 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金の
額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の
2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上
げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本準備
金の額は、前項に記載した資本金等増加限度額から前項に定める増加する
資本金の額を減じて得た額とする。

14. 法令改正等による修正

新株予約権の発行後、法令改正等により、上記各項に定める条項及び用語の意義に修正を加える必要が生じた場合においては、当社は、その取締役会決議に基づいて、当該改正等の趣旨・状況等を考慮の上で、上記各項に定める条項及び用語の意義を合理的な範囲内で修正することができるものとする。

以上

(本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表
示しております。)

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	26,385	流 動 負 債	16,890
現金及び預金	6,614	支払手形及び買掛金	3,406
受取手形及び売掛金	7,389	電子記録債務	2,559
商品及び製品	3,968	短期借入金	7,145
仕掛品	1,733	未払法人税等	520
原材料及び貯蔵品	6,020	賞与引当金	316
その他	675	その他	2,940
貸倒引当金	△16	固 定 負 債	27,300
固 定 資 産	54,303	社 債	3,300
有 形 固 定 資 産	42,642	長期借入金	20,476
建物及び構築物	6,809	役員退職慰労引当金	396
機械装置及び運搬具	4,402	退職給付に係る負債	1,128
土地	13,399	繰延税金負債	291
建設仮勘定	1,051	その他	1,708
立木	14,021	負 債 合 計	44,191
その他	2,956	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	691	株 主 資 本	34,765
投 資 そ の 他 の 資 産	10,968	資 本 金	7,324
投資有価証券	1,829	資 本 剰 余 金	7,519
繰延税金資産	21	利 益 剰 余 金	22,042
美術品	7,951	自 己 株 式	△2,121
その他	1,259	その他の包括利益累計額	891
貸倒引当金	△93	その他有価証券評価差額金	466
		為替換算調整勘定	585
		退職給付に係る調整累計額	△160
		新 株 予 約 権	157
		非 支 配 株 主 持 分	682
		純 資 産 合 計	36,497
資 産 合 計	80,688	負債及び純資産合計	80,688

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	63,566
売上原価	44,407
販売費及び一般管理費	19,159
営業外利益	17,218
営業外損失	1,941
受取配当金	41
受取賃料	64
受取割当	38
その他費用	185
営業外費用	123
支払利息	336
為替差	426
その他利益	423
特別利益	191
固定資産売却益	2
投資有価証券売却益	54
訴訟損失引当金戻入	38
その他損失	13
特別損失	1
固定資産減損	65
投資有価証券売却損	98
事業再編金損	140
その他	41
税金等調整前当期純利益	18
法人税、住民税及び事業税	623
法人税等調整額	△680
当期純利益	759
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	817
親会社株主に帰属する当期純利益	△11
	829

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,324	7,519	21,577	△2,120	34,301
会計方針の変更による累積的影響額			△14		△14
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,324	7,519	21,563	△2,120	34,287
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△349		△349
親会社株主に帰属する当期純利益			829		829
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	479	△0	478
当 期 末 残 高	7,324	7,519	22,042	△2,121	34,765

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			新 予 約 株 権	非 支 配 主 分 株 持	純 資 産 計 合
	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整 累 計 額			
当 期 首 残 高	637	3,135	△124	160	866	38,976
会計方針の変更による累積的影響額					△0	△15
会計方針の変更を反映した当期首残高	637	3,135	△124	160	866	38,961
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△349
親会社株主に帰属する当期純利益						829
自 己 株 式 の 取 得						△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△171	△2,550	△35	△2	△183	△2,942
当 期 変 動 額 合 計	△171	△2,550	△35	△2	△183	△2,464
当 期 末 残 高	466	585	△160	157	682	36,497

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 10社

主要な連結子会社の名称

株式会社ウッドジョイ

株式会社フォレストワン

Juken New Zealand Ltd.

Juken Sangyo (Phils.) Corp.

沃達王（上海）建材有限公司

PT. Woodone Integra Indonesia

沃達王國際有限公司

株式会社ベルキッチン

上海倍樂厨業有限公司

- (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、沃達王（上海）建材有限公司、PT. Woodone Integra Indonesia及び上海倍樂厨業有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引につきましては、連結決算上必要な調整を行っております。また、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

2. 持分法の適用に関する事項

当社には、当連結会計年度末において、持分法適用の関連会社はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ取引 時価法によっております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

商品・製品・仕掛品・原材料(主要材料)

主として移動平均法

原材料（補助材料）・貯蔵品

主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 主として定率法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、主として定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額につきましては、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産につきましては、一括償却資産として、3年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、耐用年数につきましては、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、国際財務報告基準を適用している在外連結子会社は、(会計方針の変更に関する注記)に記載のとおり、当連結会計年度より国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。IFRS第16号により、リースの借り手は原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用权資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 諸債権の貸倒れに備えるものであって、一般債権につきましては貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるものであって、次回支給見込額に基づき、当連結会計年度に属する月分の要支給見込額の全額を計上しております。

役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、連結会計年度末における支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。なお、当連結会計年度においては計上しておりません。

役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、規程に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等につきましては振当処理をし、特例処理の要件を満たしている金利スワップにつきましては、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象 通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としております。また、金利関連は、金利スワップ取引をヘッジ手段とし、借入金の支払金利をヘッジ対象としております。

ヘッジ方針 内部規程に基づき為替変動リスク及び金利リスクをヘッジすることを目的として、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する方法によっております。なお、ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できる取引に関しては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。特例処理による金利スワップにつきましては、その要件を満たしていることの確認をもって有効性の判定に替えております。なお、当連結会計年度において為替予約取引及び金利スワップ取引はありません。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。なお、当連結会計年度末における残高はありません。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用計上しております。なお、当連結会計年度においては計上しておりません。

② 立木勘定の金額には、当連結会計年度に発生した支払利息のうち立木の植林育成費用に対応する金額134百万円（2百万ニュージーランドドル）を含めております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるものであって、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時に一括して費用処理しております。また数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

④ 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

国際財務報告基準を適用している在外連結子会社は、当連結会計年度より、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。これにより、リースの借り手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、本基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しております。この結果、当連結会計年度末の有形固定資産の「その他」が1,637百万円増加し、流動負債の「その他」が117百万円及び固定負債の「その他」が1,247百万円増加しております。当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めておりました「投資有価証券売却益」(前連結会計年度279百万円)は重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土地	1,110百万円
立木	14,021百万円
合計	15,132百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,155百万円
長期借入金	4,802百万円
合計	6,957百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

69,422百万円

3. 手形割引高及び裏書譲渡高

受取手形割引高	300百万円
---------	--------

(連結損益計算書に関する注記)

通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価	182百万円
販売費及び一般管理費	12百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 9,841千株

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	174百万円	18.75円	2019年 3月31日	2019年 6月27日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	174百万円	18.75円	2019年 9月30日	2019年 12月2日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	174百万円	18.75円	2020年 3月31日	2020年 6月26日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 428千株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資産運用につきましては短期的な預金等に限定し、社債及び銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「与信稟議規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、主として株式であり、上場会社につきましては四半期毎に時価の把握を行っております。

短期借入金の使途は主として運転資金であり、社債及び長期借入金は主として設備投資資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,614	6,614	-
(2) 受取手形及び売掛金	7,389	7,389	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,811	1,811	-
資産計	15,816	15,816	-
(4) 支払手形及び買掛金	3,406	3,406	-
(5) 電子記録債務	2,559	2,559	-
(6) 短期借入金	7,145	7,145	-
(7) 社債	3,300	3,265	△34
(8) 長期借入金	20,476	20,445	△31
負債計	36,888	36,823	△65

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価につきましては、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債、(8) 長期借入金

社債及び長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	17

これらにつきましては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には、含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいと判断できるため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,821円37銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 88円85銭 |

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,747	流動負債	12,388
現金及び預金	2,923	買掛金	2,250
受取手形	197	電子記録債権	2,559
売掛金	6,333	短期借入金	2,800
商品及び製品	3,284	1年内返済予定の長期借入金	1,938
仕掛品	585	リース債権	70
原材料及び貯蔵品	3,063	未払金	1,161
短期貸付金	6	未払費用	266
その他の貸倒引当金	356	未払法人税等	482
固定資産	49,986	賞与引当金	286
有形固定資産	15,582	その他の負債	571
建物	3,257	固定負債	20,010
構築物	119	社債	3,300
機械及び装置	1,490	長期借入金	15,056
車両運搬具	0	リース債務	61
工具、器具及び備品	1,102	退職給付引当金	829
土地	9,370	役員退職慰労引当金	396
リース資産	101	繰延税金負債	32
建設仮勘定	139	その他の負債	334
無形固定資産	678	負債合計	32,398
ソフトウェア	612	(純資産の部)	
リース資産	21	株主資本	33,747
その他の投資その他の資産	44	資本金	7,324
投資その他の資産	33,725	資本剰余金	7,815
投資有価証券	1,695	資本準備金	7,815
関係会社株式	23,379	利益剰余金	20,729
美術品	7,951	利益準備金	836
その他の貸倒引当金	806	その他利益剰余金	19,892
	△107	土地圧縮積立金	817
		償却資産圧縮積立金	308
		別途積立金	15,130
		繰越利益剰余金	3,636
		自己株式	△2,121
		評価・換算差額等	429
		その他有価証券評価差額金	429
		新株予約権	157
		純資産合計	34,334
資産合計	66,733	負債及び純資産合計	66,733

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	53,748
売上原価	37,630
売上総利益	16,118
販売費及び一般管理費	14,587
営業利益	1,530
営業外収入	0
受取配当金	58
仕入割引	47
受取賃貸料	122
為替差益	1
その他	50
営業外費用	281
支払利息	196
社債利息	15
売上割引	425
シンジケートローン手数料	129
その他	18
経常利益	786
特別利益	1,025
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	3
新株予約権戻入益	8
特別損失	12
固定資産売却損	0
固定資産除却損	11
投資有価証券売却損	98
減損	65
その他	0
税引前当期純利益	176
法人税、住民税及び事業税	535
法人税等調整額	△14
当期純利益	861
	521
	339

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	7,324	7,815	-	7,815
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金等の取崩し				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	7,324	7,815	-	7,815

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 (注)		
当 期 首 残 高	836	19,902	△2,120	33,758
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金等の取崩し		-		-
剰 余 金 の 配 当		△349		△349
当 期 純 利 益		339		339
自 己 株 式 の 取 得			△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	△10	△0	△10
当 期 末 残 高	836	19,892	△2,121	33,747

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新 約 株 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	531	531	160	34,450
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金等の取崩し				-
剰 余 金 の 配 当				△349
当 期 純 利 益				339
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△102	△102	△2	△104
当 期 変 動 額 合 計	△102	△102	△2	△115
当 期 末 残 高	429	429	157	34,334

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	土 地 圧 縮 積 立 金	償 却 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計
当 期 首 残 高	817	352	15,130	3,602	19,902
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金等の取崩し		△44		44	-
剰 余 金 の 配 当				△349	△349
当 期 純 利 益				339	339
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△44	-	34	△10
当 期 末 残 高	817	308	15,130	3,636	19,892

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ取引 時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

商品・製品・仕掛品・原材料（主要材料）

移動平均法

原材料（補助材料）・貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額につきましては、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産につきましては、一括償却資産として、3年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、耐用年数につきましては、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 諸債権の貸倒れに備えるものであって、一般債権につきましては貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるものであって、次回支給見込額に基づき、当事業年度に属する月分の要支給見込額の全額を計上しております。

役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。なお、当事業年度においては計上していません。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるものであって、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、規程に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用計上しております。
なお、当事業年度においては計上しておりません。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっております。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等につきましては振当処理をし、特例処理の要件を満たしている金利スワップにつきましては、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象 通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としております。また、金利関連は、金利スワップ取引をヘッジ手段とし、借入金の支払金利をヘッジ対象としております。

ヘッジ方針 内部規程に基づき為替変動リスク及び金利リスクをヘッジすることを目的として、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものであると想定できるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。特例処理による金利スワップにつきましては、その要件を満たしていることの確認をもって有効性の判定に替えております。なお、当事業年度において為替予約取引及び金利スワップ取引はありません。

(3) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書関係

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「シンジケートローン手数料」（前事業年度52百万円）は重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	37,261百万円
2. 保証債務	
下記の関係会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証を行っております。	
Juken New Zealand Ltd.	6,961百万円
(うち6,268百万円は、96百万ニュージーランドドル)	
PT. Woodone Integra Indonesia	2,603百万円
(23百万米ドル)	
合計	9,565百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	259百万円
長期金銭債権	15百万円
短期金銭債務	730百万円
4. 手形割引高及び裏書譲渡高	
受取手形割引高	300百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
売上高	53百万円
仕入高及び賃加工他	14,525百万円
その他の営業外の取引高	29百万円
2. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額	
売上原価	38百万円
販売費及び一般管理費	12百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数	普通株式	511千株
-------------------	------	-------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	518百万円
未払事業税	44百万円
賞与引当金	87百万円
役員退職慰労引当金	120百万円
減価償却費及び減損損失	323百万円
その他	127百万円
繰延税金資産小計	1,222百万円
評価性引当額	△434百万円
繰延税金資産合計	787百万円
繰延税金負債	
退職給付信託設定益	△136百万円
圧縮記帳積立金等	△493百万円
有価証券評価差額	△190百万円
繰延税金負債合計	△820百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△32百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.5%
住民税均等割等	7.2%
評価性引当金増減額	6.2%
外国子会社合算税制	34.0%
外国法人税額控除	△16.7%
試験研究費等税額控除	△1.8%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	60.6%

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Juken New Zealand Ltd.	所有 間接93.7%	当社製品の 構造材 及び基材 の製造委託	銀行借入に 対する保証 債務	6,961	—	—
	PT. Woodone Integra Indonesia	所有 間接75%	当社より 債務保証	銀行借入に 対する保証 債務	2,603	—	—
	Juken Sangyo (Phils.) Corp.	所有 間接100%	当社製品の 構造材 及び基材 の製造委託	仕入(注)	5,797	その他 (流動資産)	75

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格につきましては、当社と関連当事者の中で市場動向等を参考に相互協議の上、決定しております。なお、取引金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	中本造林株式会社 (注)2	被所有 直接1.2%	固有製品の仕入・販売	外壁材の仕入(注)1	695	買掛金	66

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格につきましては、一般的な市場価格を参考に相互協議の上、決定しております。支払条件につきましても一般の取引と同様な支払条件となっております。

2. 当社代表取締役中本祐昌及び近親者が100%を直接所有しております。

3. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び その近親 者	中本祐昌	被所有 直接2.8%	ウッドワン 美術館 評議員	寄付金	40	—	—

(注) 当社の社会貢献、当該美術館の活動目的を達成するために当社所有の美術品及び建物を無償貸与しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 3,662円78銭
- 1株当たり当期純利益 36円41銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

西日本監査法人

広島県広島市

代表社員 公認会計士 栗栖正紀 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 大藪俊治 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウッドワンの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社ウッドワン
取締役会 御中

西日本監査法人

広島県広島市

代表社員 業務執行社員	公認会計士	栗栖正紀	Ⓔ
代表社員 業務執行社員	公認会計士	大藪俊治	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウッドワンの2019年4月1日から2020年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 西日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 西日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

株式会社ウッドワン 監査役会

常勤監査役 田 中 文 雄 ㊟

監 査 役 佐 藤 寛 ㊟

監 査 役 三 輪 洋 二 ㊟

監 査 役 森 川 和 彦 ㊟

(注) 監査役 三輪洋二、同森川和彦は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重点施策のひとつと認識し、厳しい経営環境下にあっても企業経営の基盤の強化をはかり、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、1株につき18円75銭とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき18円75銭をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき37円50銭となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金18円75銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、174,954,656円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役 竹田 平、迫 勝則、川戸宏之、土屋 篤、久保好永、石橋三千男の6氏が任期満了により、取締役 藤田 守が辞任により退任となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
1	かわ ど ひろ ゆき 川戸 宏之 1958年9月15日生	1981年4月 当社に入社 1991年10月 Juken Nissho Ltd. (現 Juken New Zealand Ltd.) 出向 2001年10月 当社東海製造部豊橋工場次長 2003年7月 当社参与東海製造部豊橋工場次長 2004年8月 当社参与住建(上海)有限公司兼沃達王木業(上海)有限公司工場長 2007年6月 当社執行役員、Juken New Zealand Ltd. 専務取締役製造部長兼ギスボン工場長兼ワイララパ工場長 2010年2月 Juken NZ Northern Plantations Ltd. 代表取締役社長 2012年6月 当社取締役、Juken New Zealand Ltd. 専務取締役製造部長 2014年4月 当社取締役戦略統括本部副本部長 2016年6月 当社取締役戦略統括本部本部長 2018年3月 PT. Woodone Integra Indonesia 代表取締役社長(現在に至る) 2018年6月 当社取締役、Juken New Zealand Ltd. 担当(現在に至る) 2019年7月 Juken New Zealand Ltd. 専務取締役(現在に至る)	600株	なし
		(重要な兼職の状況) PT. Woodone Integra Indonesia 代表取締役社長		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数	当社との 特別の 利害関係
2	つち や あつし 土屋 篤 1957年2月12日生	1979年4月 旧(株)日本興業銀行に入行 2002年4月 (株)みずほ銀行静岡支店長 2008年4月 (株)みずほコーポレート銀行（現(株)みずほ銀行）与信企画部長 2010年6月 イイノマリンサービス(株)常務取締役 2012年6月 イイノマネジメントデータ(株)常務取締役 2014年6月 当社に入社 同 当社執行役員戦略統括本部担当部長 2016年6月 当社取締役情報システム部長兼戦略統括本部経営企画担当部長 2016年9月 当社取締役情報システム部長兼戦略統括本部グループ経営管理室長 2016年9月 住建（上海）有限公司董事長 同 沃達王（上海）建材有限公司董事長（現在に至る） 2018年6月 当社取締役戦略統括本部副本部長兼戦略統括本部グループ経営管理室長（現在に至る） （重要な兼職の状況） 沃達王（上海）建材有限公司 董事長	0株	な し
3	く ぼ よし なが 久保好永 1960年7月16日生	1983年4月 当社に入社 2004年12月 当社東京支店長 2007年7月 当社参与東関東・北海道エリア長兼東京支店長 2008年2月 当社参与営業推進部長 2011年6月 当社執行役員営業推進部長 2015年3月 当社執行役員営業本部西日本営業部長兼営業推進部長 2017年6月 当社執行役員営業推進部長 2018年6月 当社取締役営業本部東日本営業部長兼関東ブロック長兼構造システム営業部長 2020年4月 当社取締役営業本部東日本営業部長兼構造システム営業部長（現在に至る）	800株	な し

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数	当社との 特別の 利害関係
4 新任	むかい はら まさあき 向原政昭 1959年9月22日生	<p>1983年4月 当社に入社 2000年4月 当社総務人事部総務課長 2004年8月 Juken Nissho Ltd.(現 Juken New Zealand Ltd.) 出向 2009年3月 当社経営統括本部統括管理室課長 2011年5月 当社経営統括本部統括管理室次長 2012年6月 当社経営統括本部社長室長 2014年4月 当社社長室長 2015年6月 当社執行役員社長室長(現在に至る)</p> <p>(新任取締役候補者とした理由) 入社以来、総務部門をはじめとして、経営戦略の策定等に携わり豊富な経験や見識を有しております。これらを当社経営に活かすため、取締役候補者としたものであります。</p>	200株	なし
5 新任	まつもと まさあき 松本真明 1960年4月18日生	<p>1983年4月 当社に入社 1998年7月 住建(上海)有限公司出向 2000年4月 住建(上海)有限公司工場長 2004年8月 当社製造本部東海製造部豊橋工場次長 2007年6月 当社製造本部東海製造部蒲郡工場次長 2013年7月 Juken Sangyo(Phils.)Corp. 出向 同 Juken Sangyo(Phils.)Corp. 工場長 2016年6月 当社執行役員、Juken Sangyo(Phils.)Corp. 工場長 2016年8月 当社執行役員製造本部本社製造部長(現在に至る)</p> <p>(新任取締役候補者とした理由) 入社以来、製造部門に携わり、メーカーとして重要な「ものづくり」に関する豊富な経験や見識を有しております。これらを当社経営に活かすため、取締役候補者としたものであります。</p>	0株	なし

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
6 新任	のぐち たかひろ 野口 貴博 1962年11月24日生	1986年4月 ㈱広島銀行に入行 2011年4月 ㈱広島銀行神戸支店長 2014年4月 ㈱広島銀行融資企画部長 2017年4月 ㈱広島銀行広島西支店長 2019年10月 当社に入社 同 当社執行役員情報システム部長兼経理部長（現在に至る） (新任取締役候補者とした理由) 当社が属する業界と異なった分野での豊富な経験や幅広い見識を有しており、当社執行役員就任後は、その経験・見識により、様々な業務に寄与しております。その経験・見識を当社経営に活かすため、取締役候補者としたものであります。	200株	なし
7	いしばしみちお 石橋三千男 1948年1月11日生	1980年3月 公認会計士登録（現在に至る） 1980年6月 税理士登録（現在に至る） 1986年11月 ㈱経理部長（現㈱F I S 経営研究所）代表取締役（現在に至る） 1992年2月 清友監査法人代表社員 2010年6月 日本公認会計士協会中国会会長 2011年5月 ㈱ひろしまイノベーション推進機構 社外取締役（現在に至る） 2016年6月 当社社外取締役（現在に至る） 2017年5月 マックスバリュ西日本㈱社外監査役（現在に至る） (重要な兼職の状況) ㈱F I S 経営研究所 代表取締役	0株	なし

- (注) 1. 候補者 石橋三千男氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、同氏の取締役選任をご承認いただきました場合は、引続き独立役員となる予定です。
2. 当社は、候補者 石橋三千男氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める額としております。また、石橋三千男氏の取締役選任をご承認いただきました場合は、当社が当該責任限定契約を継続する予定であります。

3. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者とした理由

候補者 石橋三千男氏は、税理士、公認会計士の資格を有しておられ、その専門的な知識・経験等を当社の内部統制機能、監督機能の強化に活かしていただけると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 当社社外取締役に就任してからの年数

石橋三千男氏の当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。

第3号議案 監査役4名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役 田中文雄、佐藤 寛、三輪洋二、森川和彦の4氏が任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
1 新任	えぐさ よしゆき 江草善行 1958年7月30日生	1981年4月 当社に入社 1995年5月 当社神戸営業所所長 2002年3月 当社東海支社総務課課長代理 2004年8月 当社総務人事部総務課長 2014年8月 当社総務人事部次長兼総務課長 2018年8月 当社総務人事部シニアマネージャー(人事担当)(現在に至る) (新任監査役候補者とした理由) 当社入社以来、営業部門、総務部門において様々な業務に携わり豊富な経験や見識を有していることから、その経験等を活かし当社監査体制の更なる強化を図ることを目的として監査役候補者としたものであります。	900株	なし
2 新任	はやた みきお 早田三樹夫 1956年1月23日生	1979年4月 当社に入社 1997年5月 当社総務人事部人事課長 2003年4月 当社収納システム工場事業管理課長 2005年4月 当社情報システム部システム開発課長兼運用管理課長 2008年4月 当社内部監査室課長 2009年3月 当社内部監査室長(現在に至る) (新任監査役候補者とした理由) 当社入社以来、総務部門、情報システム部門等を経験したのち、内部監査室の立ち上げから内部監査体制の確立に携わっており、この経験を活かすため、監査役候補者としたものであります。	1,200株	なし

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
3	みわ よう じ 三輪洋二 1950年5月22日生	<p>2003年7月 三次税務署長 2005年7月 廿日市税務署長 2006年7月 広島国税局調査査察部査察管理課長 2007年7月 広島国税局調査査察部調査管理課長 2008年7月 広島国税局調査査察部次長 2009年7月 広島国税局調査査察部長 2010年7月 ㈱TM総合企画代表取締役（現在に至る） 2010年8月 税理士登録（現在に至る） 同 税理士事務所開設（現在に至る） 同 住吉工業㈱監査役（非常勤）（現在に至る） 2011年1月 住吉運輸㈱監査役（非常勤）（現在に至る） 2012年6月 当社社外監査役（現在に至る） 2013年6月 ㈱ツチダ監査役（非常勤）（現在に至る）</p> <p>（重要な兼職の状況） ㈱TM総合企画 代表取締役</p>	0株	なし
4	もり かわ かず ひこ 森川和彦 1952年11月13日生	<p>1989年4月 弁護士登録（現在に至る） 1995年4月 広島弁護士会民事介入暴力問題対策委員会委員（現在に至る） 2002年7月 白島総合法律事務所所長（現在に至る） 2003年4月 広島弁護士会副会長 2007年4月 中国地方弁護士会連合会民暴委員会委員長 2008年4月 財団法人暴力追放広島県民会議理事 2011年6月 有信興産㈱取締役（非常勤） 2014年1月 広島信用金庫員外監事（非常勤）（現在に至る） 2014年4月 公益財団法人暴力追放広島県民会議理事長（現在に至る） 2015年6月 当社社外監査役（現在に至る） 2017年4月 一般財団法人緑風会会長（現在に至る）</p>	0株	なし

- (注) 1. 候補者 三輪洋二氏及び森川和彦氏は、社外監査役候補者であります。
2. 当社は、候補者 三輪洋二氏及び森川和彦氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める額としております。また、両氏の監査役選任をご承認いただきました場合は、当社は当該責任限定契約を継続する予定であります。

3. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
 - (1) 社外監査役候補者とした理由
 - 三輪洋二氏は、税理士資格を有しておられ、その専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - 森川和彦氏は、弁護士資格を有しておられ、その専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - (2) 経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由
 - 森川和彦氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に携わられた経験より豊富な知識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
 - (3) 当社社外監査役に就任してからの年数
 - 三輪洋二氏の社外監査役就任期間は、本株主総会終結の時をもって8年となります。
 - 森川和彦氏の社外監査役就任期間は、本株主総会終結の時をもって5年となります。
4. 当社は、候補者 森川和彦氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の監査役選任をご承認いただきました場合は、引続き独立役員となる予定です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数	当社との特別の利害関係
おおまつようじ 大松洋二 1963年5月29日生	1993年4月 弁護士登録（現在に至る） 同 白島綜合法律事務所入所（現在に至る） 2002年1月 広島青年会議所理事 2002年7月 白島綜合法律事務所副所長（現在に至る） 2004年4月 広島弁護士会副会長 2005年5月 広島弁護士協同組合理事（現在に至る） 2018年5月 日本弁護士連合会司法修習委員会副委員長（現在に至る） 2019年4月 広島弁護士会司法修習委員会委員長（現在に至る）	0株	なし

- (注) 1. 候補者 大松洋二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 候補者 大松洋二氏は、第3号議案を原案どおりご承認いただきました場合に社外監査役となる三輪洋二氏及び森川和彦氏の補欠の社外監査役であります。
3. 当社は、同氏が監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出を行う予定であります。
4. 当社は、同氏が監査役に就任した場合、当社定款第44条第2項により、責任限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者とした理由
- 大松洋二氏は、弁護士資格を有しておられ、その専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由
- 大松洋二氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に携わられた経験より豊富な知識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

第5号議案 当社取締役及び執行役員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社取締役及び執行役員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

また、当社取締役に対する新株予約権の発行につきましては、会社法第361条第1項第1号及び第3号、並びに同条第2項に基づくご承認も兼ねております。なお、本議案の対象となる取締役の員数は、本株主総会第2号議案を原案どおりご承認いただきますと社外取締役2名を除いた8名となります。

当社の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第54回定時株主総会において、支給限度額を年額3億円（但し、使用人兼務取締役に対する使用人分給与を含みません。）とすることをご承認いただいておりますが、これとは別枠で、ストックオプションとして割当てる新株予約権に関する報酬等の額を同定時株主総会において年額5億円以内とする旨のご承認をいただいております。今般、この別枠の範囲内で新株予約権を取締役の報酬等として付与するものであります。

1. 金銭の払込みを要しないで募集を行うことを必要とする理由及び新株予約権を取締役の報酬等として付与することを相当とする理由

当社取締役及び執行役員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、長期的な業績向上を図ることを目的とし、当社取締役及び執行役員に対して以下に記載される新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行する。

2. 新株予約権割当ての対象者

当社の取締役及び執行役員に本新株予約権を割当てるものとする。

3. 株主総会決議の委任に基づき募集事項の決定をすることができる募集新株予約権の数の上限

200個

4. 募集新株予約権の払込金額

無償（本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。）

5. 株主総会決議の委任に基づき募集事項の決定をすることができる募集新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の種類及び数（以下「目的株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

$$\text{調整後 目的株式数} = \text{調整前 目的株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の割合}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

当社による合併、会社分割、株式の無償割当て等目的株式数の調整を必要とする場合には、当社取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ① 本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込価額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が本新株予約権発行の日の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。
- ② 本新株予約権の発行後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当社は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

また、本新株予約権の発行後に当社が時価を下回る金額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに本新株予約権の発行後に、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

- (3) 本新株予約権を行使することができる期間
2022年7月23日から2029年6月30日までとする。
- (4) 本新株予約権の行使の条件
 - ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他これに準ずる正当な理由により、当社取締役会が承認した場合は、この限りではない。
 - ② 本新株予約権者が死亡した場合は、相続人1名に限り、本新株予約権を相続し行使することができる。
 - ③ 本新株予約権の質入れは認めない。
 - ④ 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 本新株予約権の取得
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合には、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権全てを無償で取得することができる。
 - ② 本新株予約権が行使される前に、上記(4)に定める本新株予約権の行使条件を充足しないことが確定した場合には、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

(7) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(9) 合併等における新株予約権の交付

① 当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社若しくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」という。）の新株予約権を次号の条件に従い交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約若しくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」という。）において定めた場合に限るものとする。

② 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付する。

(b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数

交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

$$\begin{array}{l} \text{承 継} \\ \text{目 的} \\ \text{株 式 数} \end{array} = \begin{array}{l} \text{合併等の効力発生} \\ \text{直前における} \\ \text{目的株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{合併契約等に定める当社株式1株} \\ \text{に対する存続会社等の株式の割当て} \\ \text{の比率（以下「割当比率」という。）} \end{array}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後承継} \\ \text{目的株式数} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前承継} \\ \text{目的株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{株式分割又は} \\ \text{株式併合の割合} \end{array}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勧案の上、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

(c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後承継行使価額} = \text{調整前承継行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

(d) 承継新株予約権を行使することができる期間

上記5.(3)に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.(3)に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(e) 承継新株予約権の行使の条件

- a. 承継新株予約権の質入れは認めない。
- b. 各承継新株予約権の一部行使はできない。
- c. その他承継新株予約権の行使の条件は、合併契約等に定めるところによる。

(f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a. 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

- b. 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、a. に定める資本金等増加限度額から、a. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(g) 承継新株予約権の取得条項

- a. 存続会社等が消滅会社となる合併契約又は存続会社等が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができる。
- b. 承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができる。

(h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

(10) 細目事項

新株予約権に関する細目事項は、今後開催される本新株予約権発行に関する当社取締役会決議により決定する。

第6号議案 第七回事前警告型買収防衛策の導入及び第七回事前警告型買収防衛策の対抗措置としての新株予約権の無償割当ての決定権限を取締役に委任する件

当社は、当社定款第18条の定めに基づき、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、第七回事前警告型買収防衛策を導入すること、及び当社定款第12条の定めに基づき、同買収防衛策の対抗措置としての新株予約権の無償割当ての決定権限を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

議案の詳細につきましては、「株主総会参考書類」別冊に記載のとおりであります。

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって、任期満了により退任されます取締役 竹田 平、迫 勝則の2氏、辞任により退任されます取締役 藤田 守氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

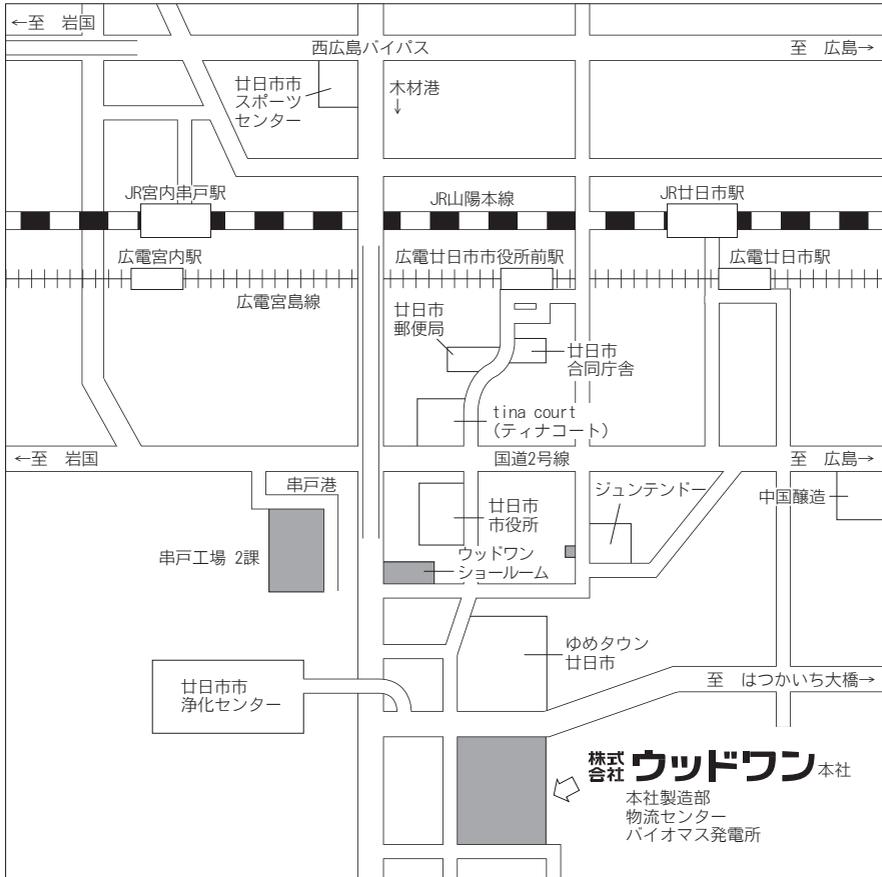
なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
たけ だ ひとし 竹 田 平	2001年6月 当社取締役 2008年6月 当社常務取締役 2017年6月 当社専務取締役（現在に至る）
さこ かつ のり 迫 勝 則	2014年6月 当社取締役 2017年6月 当社常務取締役（現在に至る）
ふじ た まもる 藤 田 守	2011年6月 当社取締役（現在に至る）

以 上

株主総会会場ご案内略図



広電廿日市市役所前（平良）駅 より 徒歩 約20分

J R宮内串戸駅・J R廿日市駅 より 徒歩 約30分

タクシー 約10分

【車でお越しの株主様へ】

広島市内方面から西広島バイパスを利用してお越しの場合は、佐方パーキングエリア（旧佐方サービスエリア）を通過した付近で「宮島方面」と「加計・吉和・廿日市市街方面」に分岐しておりますので、「加計・吉和・廿日市市街方面」へお進みくださいますようお願いいたします。